

## 議案第86号

### 議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件の一部改正について

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件（昭和39年3月26日議決）の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件（昭和39年3月26日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、知事において専決処分することができる。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) <u>県の歳入（県税及び地方税の滞納処分の例によることができるものを除く。）の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停をすること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 法律上県の義務に属する交通事故及び<u>県有施設の管理瑕疵</u>による損害賠償で、その額が500万円をこえないものにかかる和解及び調停並びに損害賠償の額の決定に関すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、知事において専決処分することができる。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償で、その額が500万円をこえないものにかかる和解及び調停並びに損害賠償の額の決定に関すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>